

01 確定申告・住民税申告の準備はお早めに

問 税務住民課
税務住民室 税務係



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特に伝えたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載



令和7年分の所得税の確定申告・住民税の申告期間は、**2月16日(月)から3月16日(月)まで**です。(所得税の還付申告は1月19日(月)から受付可能です。) 申告が必要な方(8ページ参照)は、必要書類などを事前に確認し、余裕を持って準備してください。確定申告期間中は、役場税務住民課窓口で受付していますが、事前予約が必要です(詳細は広報びっぷ12月号をご確認ください)。なお、申告の内容によっては、役場で受付できない場合がありますので、ご了承ください。

●必要な書類など

所得の計算に必要な書類	給与、公的年金などの所得のある人	源泉徴収票(原本)※複数枚ある人は、全てお持ちください。 ・給与の場合 給与支払者が作成する「令和7年分給与所得の源泉徴収票」 ・公的年金の場合 年金機構などから送付される「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」
	事業所得、不動産所得、農業所得などのある人	・白色申告の場合 収支内訳書 ・青色申告の場合 青色申告決算書(※1) 【あらかじめ作成してお持ちください】
	配当、一時、雑所得のある人	所得の内容を証明する書類
	土地や建物の譲渡があった人	譲渡時の売買契約書、購入時の売買契約書、仲介手数料や印紙代の領収書など
所得控除の計算に必要な書類	生命保険料控除(一般・個人年金・介護医療保険)、地震保険料控除(旧長期損害保険料)	保険会社などが発行する支払額などの証明書
	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料(※2)・任意継続保険料などの支払額証明書、領収書

(※1) 青色申告で確定申告するためには、青色申告承認申請書を税務署に提出し、承認されなければなりません。

(※2) 国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書が必要です。

所得控除の計算に必要な書類 (つづき)	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象認定書など
	医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> 医療費通知（医療費のお知らせ）（原本）（※3） 医療費控除の明細書（※4）【あらかじめ作成してお持ちください】 各種証明書（おむつ証明書など）
	セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	<ul style="list-style-type: none"> セルフメディケーション税制の明細書【あらかじめ作成してお持ちください】 適用を受ける年分において、一定の取組行ったことを明らかにする書類（制度の概要や対象となる医薬品などの一覧は、国税庁のホームページをご覧ください）（※5）
	寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> 寄附した団体などから交付を受けた領収書（国、地方公共団体、特定公益増進法人などに対する寄附金で特定寄附金に該当するもの） 政治献金については、選挙管理委員会などの確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（※6）
税額控除の計算に必要な書類	住宅ローン控除	<ul style="list-style-type: none"> 売買契約書または工事請負契約書の写し 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（原本） 住宅の登記事項証明書（原本） その他必要書類
	政党等寄附金特別控除	<ul style="list-style-type: none"> 政党等寄附金特別控除額の計算明細書【あらかじめ作成してお持ちください】 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」
本人確認書類	右の①～③のいずれかをお持ちください	①マイナンバーカード ②（個人番号）通知カード + 身分確認書類 ③住民票（個人番号記載）+ 身分確認書類
その他の持ち物		<ul style="list-style-type: none"> 還付が発生する場合 申告者名義の預貯金口座のわかるもの 被扶養者がいる場合 その人のマイナンバーがわかるもの

（※3） 医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合。

（※4）（※5） 領収書の添付は不要ですが、各明細書の記載内容を確認するため、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、領収書（医療費通知を添付したもの）の提示、または、提出を求める場合がありますので、自宅での保管が必要です。

（※6） 政治活動関連への寄附金や、公益社団法人、認定NPO法人などへの寄附金は、「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択できます。

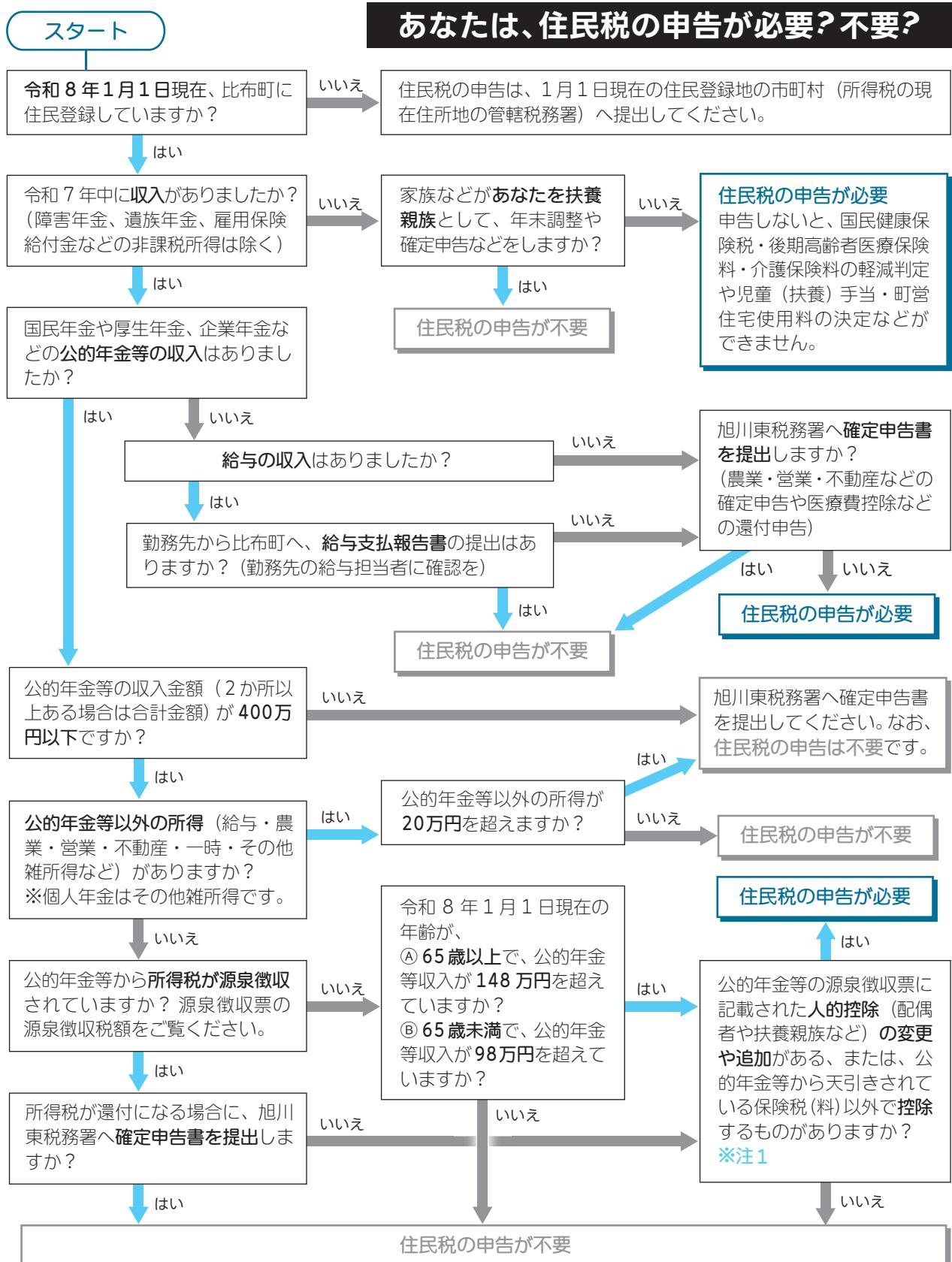
ふるさと納税ワンストップ特例制度について

令和7年中にふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を申請した人でも、次のいずれかに該当する場合は、ふるさと納税を含む全ての寄附金を申告する必要があります。

- ①令和7年分の確定申告または令和8年度住民税申告をする人
- ②ふるさと納税先が6団体以上ある人



フローチャートで確認しよう



※注1 配偶者や扶養、障がい者、ひとり親などの控除がもれている場合や、医療費控除や生命保険控除がある場合、また、年金天引き以外に社会保険料を納めた場合は、申告をしないと住民税が高くなることがあります。

この図は住民税の申告が必要か不要かを簡単に示したものです。状況によっては、この図に当てはまらないことがありますので、詳しくは役場税務住民課にお問い合わせください。

02

マイナンバーカードの 更新手続きが必要です



デジタル庁
ホームページ

マイナンバーカードを取得して5年目・10年目の方は、更新手続きが必要です。

期限の2~3か月前を目安に、封筒で「有効期限通知書」が届きますので、案内に沿って手続きをお願いします。

■ 5年目の方：電子証明の更新

届いた案内封筒とマイナンバーカードを持参し、役場税務住民課窓口へお越しください。

なお、更新には最初の交付時に設定した暗証番号が必要です。暗証番号を忘れた場合は役場で再設定手続きが必要です。

■ 10年目の方：カード本体の更新

郵送、または、オンラインで申請をしてください。新しいカードの準備ができ次第、ハガキでお知らせします。

受け取りの際は、現在お持ちのカードと交換となりますので、忘れずにお持ちください。(紛失や持参忘れの場合は有料となります)



05 おがくづくり懇談会を開催しました

問 総務企画課
総合政策室 政策係

行政について、町民の皆さんとの意見や要望など、町長と対面しながらの話し合の場として毎年「まちづくり懇談会」を開催しています。
今年も町内5地区で開催しましたので、概要をお知らせします。

Q : 意見・要望 A : 回答

総務企画課関係

Q 旧中学校グラウンドの農地側の草が伸びていて困る。また、シラカバの木がアレルギーの原因になるので切ってほしい。(8区)

A 草刈りについては適宜対応します。伐採については、周囲への影響や倒木の危険性、安全面などを現地で確認し、総合的に判断して対応します。

A バスのスピードを出しすぎている運転手がいて怖い。(西町) 運行事業者である道北バスに対し、安全運転についてあらためて周知・徹底するよう申し入れを行いました。

税務住民課関係

Q 公衆浴場のお湯が熱すぎる。蛇口が硬くて水を入れられない。(西町)

A 公衆浴場は42度で循環させています。蛇口については、力の弱い方でも回しやすい形状のものに交換をしました。

A 噴水で公衆浴場が廃止と聞こえていますが、我が高齢者にとってはありがたい施設です。維持管理して、存続を希望します。町民が必要だと感じたときに努力を要望します。(西町)

い状況です。そのため、現在、公衆浴場とは別の形での入浴サービスの提供に向け、検討を行っています。

保健福祉課関係

Q 高校生の医療費も、窓口での支払いを無

料にしてほしい。商工業振興などでは、商工業振興とケースによっては毎月支払いが発生する。乳幼児医療費助成事業と同様にできなか。商品券と窓口負担なしで、助成を受ける方法の選択制にあることはできないか。(4区)

Q 高齢者事業団に仕事

を依頼したり「作業員がない」と断られた。

依頼人によりて受けたり断つたりしてつぶつと不公平に感じる。(西町)

A 現在は大半の近隣町村が高校生まで医療費を無償化していますが、本町としては他町村より早く

じかなく、びつぶくリーフクへの送迎予約が取りつけ。(9区)

A 利用される皆さんに

相乗りなどに協力をいただきながら運行しています。冬場の利用状況を検証し、クリーフク送迎の需要が多くなるようであれば、臨時に複数台で運行するなど、今後の対応を検討していきます。

い時期から無償化を開始し、商工業の振興も含めた制度としています。商品券と窓口負担なしの選択制とすることは制度的に難しい面があり、研究が必要です。当面は医療負担の軽減と商業の振興という2つの目的を理解ください。

農林課関係

Q 6区会館にある保全看板の写真が劣化しているので、撤去か再利用を。(9区)

A 農地・水路等の保全活動組織において、

平成26年から27年に活動内容の周知を目的として、町内9箇所へ設置されました。活動組織に確認したところ、6区会館横の看板は今年度予算で写真の貼り替えを予定していると回答がありました。



と伺っています。サービスを継続していくよう、有償ボランティアの募集なども含めた作業員の増員策を考えています。また、制度自体の見直しについても検討します。

建設課関係

Q 国道沿いの草刈りを要望してほしい。高齢化で自分たちで刈るのは限界がきている。(8区・蘭留地区)

A 国道およびその路肩は開発局が管理していますが、現状は年1回の草刈りとなっています。町としても、視界不良で危険な箇所や、生活に支障がある場所は、回数を増やすなどの対応を開発局へ要望しています。

Q 国道40号線6号から4号交差点までの道路が荒れていって危険。早急に補修してほしい。(9区)

A 道路事務所より、全ての区間は難しい

が、4号交差点を含めた形

で、次年度施工箇所の候補として要望しますと回答がありました。

Q 空き地の雑草が伸び

ている。草刈りをす

るよう、所有者に指導してほしい。(蘭留地区)

A 町有地は町が対応し

ます。私有地の場合

は所有者の管理となるため、町から所有者に対し、草刈りをお願いする文書を送付します。

Q 冬期間、10号の沢方面の道路が閉鎖されると、和寒方面への移動が不便になる。今年は閉鎖しないでほしい。(24区・26区)

A 今年度は冬期閉鎖を行わず、除雪を実施する予定です。

Q 街灯が汚れていて暗い。また、増設してほしい場所がある。(蘭留地区・西町)

A 汚れにより暗くなっている箇所は、清掃などの対応をしています。

街灯の新規増設は基本的に

行つていませんが、既存の

街灯の配置を変える「移設

」が相談ください。

ずっと仮設トイレのままなのか。(26区)

A 道路事務所より、井戸水をくみ上げることができないため閉鎖しておらず、現在、原因を調査中のことです。再開に向け進めていますので、今しばらくお時間をいただきたいとの回答がありました。

Q 除雪の幅が狭く、硬い雪が残って処理できかない。以前のようにきれいに除雪してほしい。(西町)

A できる限り雪を置いていかないよう、丁寧な除雪に努めます。

Q シャインハウスの木の枝払い等の管理をしてほしい。毛虫などの害虫が発生し、人的被害がある。(西町)

A 町道認定をせずに通路として使用している場所については、他地域でも舗装を行っていないため、現状のままでご理解をお願いします。

詰まっている排水マスがあれば、場所を指示いただきたいと回答がありました。

Q 越智歯科医院駐車場前の道路を舗装してほしい。(西町)

Q 次年度に舗装する計画としています。

A 郷土資料館横の通路を、簡易的なもので良いので舗装してほしい。

Q 太陽光発電に対しても、環境汚染や健康被害を引き起こす可能性などさまざまな問題が指摘されおり、反対の声も大きくなっています。そうした状況での積極的な太陽光発電の導入は、時代や世論の流れに逆行する行為で、将来、非難的になることが予測されるため、慎重に考えるべき。(南町・寿町)

A 地球温暖化対策は、住みよい町を将来に残すことが目的です。再生可能エネルギーは、省エネや森林保護と並ぶ温暖化対策の手段の一つです。再生住みよい町につながらない取り組みを町が積極的に推進する考えはありません。

太陽光発電などの再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギー

Q 太陽光発電などの再生可能エネルギーについて

Q 太陽光発電に対しても、環境汚染や健康被害を引き起こす可能性などさまざまな問題が指摘されおり、反対の声も大きくなっています。そうした状況での積極的な太陽光発電の導入は、時代や世論の流れに逆行する行為で、将来、非難的になることが予測されるため、慎重に考えるべき。(南町・寿町)

A 地球温暖化対策は、住みよい町を将来に残すことが目的です。再生可能エネルギーは、省エネや森林保護と並ぶ温暖化対策の手段の一つです。再生住みよい町につながらない取り組みを町が積極的に推進する考えはありません。

A 9月10日に現地確認しましたが、巣は見当たらませんでした。近隣の方によると例年春先に巣を作り被害があるようですが、春先に再確認し、巣があれば撤去します。

Q カラスが巣を作っているので撤去してほしい。(北町)

A 9月10日に現地確認しましたが、巣は見当たらませんでした。近隣の方によると例年春先に巣を作り被害があるようですが、春先に再確認し、巣があれば撤去します。

今年は「太陽光発電などの再生可能エネルギー」についてテーマを設定し、それぞれの地域からご意見を伺いました。